

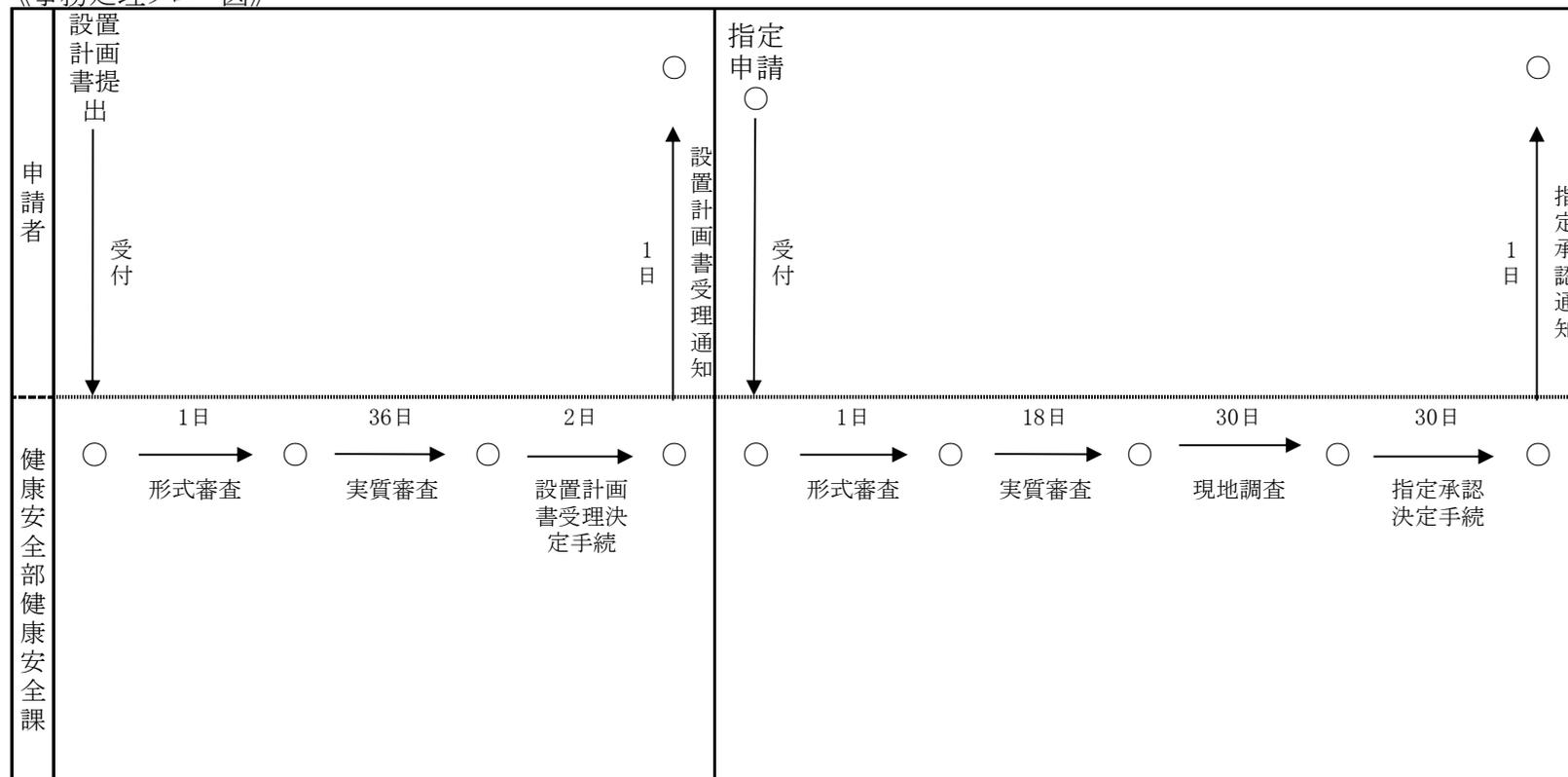
事務処理フロー図

事務名	美容師養成施設の指定
根拠法令	美容師養成施設指定規則第2条

作成部署 福祉保健局健康安全部健康安全課養成施設担当 電話34-144

標準処理期間計 120日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された計画書の記載事項、添付書類等の確認
2	実質審査	法令に定める規定を満たしているかどうかを審査
3	設置計画書受理決定手続	審査の結果に基づき、設置計画書の受理を決定
4	計画書受理通知	申請者に通知
5	形式審査	提出された指定申請書の記載事項、添付書類等の確認
6	実質審査	法令に定める規定を満たしているかどうかを審査
7	現地調査	現地にて、施設等が法令に定める規定を満たしているかどうかを確認
8	指定承認決定手続	審査の結果に基づき、認否を決定
9	指定承認通知	申請者に通知